

令和7年度施設・支援団体等によるマイナンバーカード申請サポート
・代理交付支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自身によるマイナンバーカードの申請手続きが困難な高齢者施設等の入所者等に対し、その申請手続きをサポートし、又は代理で交付を受ける施設・団体等を支援することで、マイナンバーカードの申請及び交付を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者施設等の入所者等 高齢者施設等の入所者（他の市町村に住民票を有する者を含む。）、本市に住民票を有する要介護・要支援認定者、障がいのある者、長期入院者、75歳以上の高齢者、社会的参加を回避し、概ね家庭内にとどまり続けている状態にある者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。
- (2) 施設・団体等 本市に事業所を置き、法人格を有する高齢者施設、介護保険施設、障がい者施設等の福祉施設、高齢者施設等の入所者等を支援する団体等をいう。

(支援の対象となる事業)

第3条 この要綱による支援の対象となる事業は、施設・団体等が行う、マイナンバーカードの取得を希望する高齢者施設等の入所者等に対する次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) マイナンバーカードの交付申請受付（窓口受付に限る。）を代行して実施する事業（以下「申請サポート」という。）
- (2) 申請サポートにより交付されたマイナンバーカードを代理で受け取り、交付する事業（以下「代理交付」という。）

(支援の方法)

第4条 市長は、前条に掲げる事業を実施する施設・団体等に対し、事業を実施した本市に住民票を有する人数（申請サポートに限り、他の市町村に住民票を有する者を含む。）に応じて、1事業当たり1人4,000円の報償費を支払う方法により支援を行う。

(事前打合せ)

第5条 支援を受けようとする施設・団体等（以下「事業実施者」という。）は、事業を実施する日の14日前又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに、市長に対し、事業の実施に関する事前打合せを行うとともに、マイナンバーカード申請書代理人請求書兼申請サポート対象者一覧（様式第1号）を提出しなければならない。

(事業完了の報告及び請求)

第6条 事業実施者は、事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して14日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類により市長に報告するものとする。

(1) 申請サポート マイナンバーカードの申請サポートに係る報告書（様式第2号）

(2) 代理交付 マイナンバーカードの代理交付に係る報告書（様式第3号）

2 事業実施者は、申請サポート又は代理交付のいずれかの事業を実施する場合には、前項各号のいずれかの報告にあわせて、申請サポート及び代理交付の両方の事業を実施する場合には、代理交付に係る報告にあわせて請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(確認及び支払)

第7条 前条に規定する事業完了の報告及び請求を受けた市長は、その内容を確認し、適当と認める場合は、当該事業実施者に対し、報償費を支払うものとする。

(取消し及び返還)

第8条 市長は、事業実施者が偽りその他不正な手段により報償費の支払いを受け、

又はこの要綱の規定の内容に違反したと認めるときその他市長が特に必要と認めるときは、報償費の支払いを取り消し、又は報償費の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。